



### (3) 主な取組状況とその成果

<p><b>【施策の方向性ア 高齢者の交通事故防止】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者安全・安心アドバイザー（運用開始年度平成21年は46人、令和2年からは28人体制）は、交通事故防止等に資する直接的な指導助言機会を設けるために高齢者世帯を個別訪問する施策である。令和5年は、計24,123世帯の面会指導を行ったことで、多くの高齢者に交通事故防止等に関する有用な情報を指導助言することができ、高齢者の交通事故被害の未然防止等を図った。</li> <li>・高齢者を対象とした交通安全教室は、年齢的、身体的な特性等を踏まえた上で、交通安全教育機器等を活用し、年齢により低下した身体機能等を本人に認識させることで、交通事故に遭いにくい行動を心掛けることを目的としている。令和5年は、全県で計105回、2,222人に対して実施した。</li> <li>・免許返納制度は、運転免許が不要になった方や加齢に伴う身体機能の低下等のため、運転に不安を覚えるようになった高齢運転者の方が自主的に運転免許証を返納する制度となる。県警としては、高齢者が当事者となる交通事故の減少を図るため運転免許センターの返納窓口の日曜開設、警察官の訪問による返納手続き補助、県内全交番及び駐在所における返納受付、返納に関する電話相談等の随時受付などの活動を推進している。令和5年は、高齢者3,231人分の自主返納手続きを行った。</li> </ul> <p><b>【施策の方向性イ 交通信号機の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点における信号機は、あらゆる気象条件下での視認性を確保した上、長寿命化を推進しているところであるが、従来型電球が令和9年度で生産中止予定であるため対策を講じている。令和5年は、400灯をLED化作業することを目標に県内全信号機の77%までLED化を完了させた。令和6年度からは、920灯を目標に作業を行う予定である。</li> </ul> <p><b>【施策の方向性ウ 標識・標示の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩行者ファースト」による横断歩行者の保護を徹底させるためには、横断歩道の道路標示の鮮明化を図る必要がある。令和5年度は、塗り直し作業を目標1,600か所のところ、2,187か所の施工実績となっている。これにより、道路横断中における交通事故死傷者数は、令和元年に死者14人、負傷者104人だったものが、令和5年は死者6人、負傷者98人まで減少させることができた。</li> </ul> <p><b>【施策の方向性エ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通指導取締りは、県民の安全で安心な生活を守るため、交通事故発生の実態に沿って取締りを行っている。基本的な交通安全意識の定着を図るために携帯電話使用等違反、シートベルト装着義務違反などを取り締まるほか、危険性及び悪質性が高く、かつ重大な交通事故に直結するおそれが高い飲酒運転違反、交差点関連違反、速度超過違反を重点的に取り締まった。</li> </ul>
---

### 3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
b	<p>成果指標の達成率を基にした定量的評価は3.2で「b相当」であることから、総合評価は「b」とする。</p>
	<p><b>【定性的評価として考慮した点】</b></p>

### 4 県民意見

--

## 5 課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題	今後の対応方針
ア	<p>高齢者の歩行中の交通事故死者数は、高齢者安全・安心アドバイザー制度の運用開始年となる平成21年は30人だった。歩行中の交通事故死者数は、令和5年が8人と順調に減少しているのに対し、車の運転中に係る交通事故死者数は、増減を繰り返しながら推移している。秋田県の実運転免許保有者に対する高齢者数は、令和5年末現在で全体の3割を超える約21万人であることから、持続的な高齢者事故防止対策が必要である。これまでは、参加・体験・実践型の交通安全教育を中心に実施してきたが、高齢者が当事者となる車両単独による交通事故死者数が、令和5年は11人（前年比5人増）と前年より増加している。</p>	<p>令和5年に発生した高齢運転者による交通死亡事故を中心に、発生時間帯、発生場所、事故原因等の傾向データを分析し、高齢者安心・安全アドバイザーが分析結果に基づいた戸別指導や安全教育機器を活用した集団教育等を行っていく。そのほか、高齢運転者による交通死亡事故を防止するため、高齢運転者が、自らの体調等に基づき、運転の中止または免許返納等の適切な判断ができるよう、高齢者安全・安心アドバイザーによる戸別訪問指導や頻回事故惹起者に対する個別指導等を迅速に対応していく。</p>
イ	<p>交通流は、人口減少、急速な高齢化、学校統廃合、幹線道路の新設、住宅地域の一局集中化等の社会情勢の変化によって刻々と変化する。これにより信号機の必要性や住民からの要望が変化するため、社会情勢の変化を正確に見極め、安全で快適な交通環境を維持していくことは、交通の安全を確保する上で必要性が極めて高い業務となっている。</p>	<p>真に必要な性の高い信号機の新設改廃等の判断については、限られた予算の中で、住民の意向を尊重し、実態を正確に分析した上で、社会動態を長期的視点で捉えながら、優先度の高い順に実施していく。特に信号機器のLED化については、いまだ県内全信号機の約2割弱を占める電球型信号機器の部品生産が令和9年度で終了する予定であることも踏まえ、早急に対応する必要がある。</p>
ウ	<p>安全で快適な交通環境を維持するためには、情勢変化等に応じた的確な交通規制が行われていることが基本である。この実現のため、地域住民の生活圏や交通流の変化等に合わせて、交通規制や安全施設の必要性、的確性について逐一検証と見直しを行い、地域の実状に即した交通環境を整備していく必要がある。</p>	<p>交通環境の変化は、地域住民の生活圏の移動や変化、各自自治体による道路網を中心とした開発計画の見直し等によって生じる。これらに対応するため、関係機関と連携し、情報交換等を密にしながら、市街区を中心とした将来的な街の具体像を的確に捉えるとともに、情勢変化を俯瞰的に捉えながら対応を進める。また、各種改変に先立つ住民との確実な合意形成も重視し、納得を得られる必要な規制対策を実施していく。</p>
エ	<p>県警では、交通事故に直結する危険性、悪質性の高い違反及び迷惑性が高く地域住民から取締り要望の多い違反に重点を置いた取締りを行っている。しかし、これらの違反取締り時に使用する機器の老朽化が進んでおり、取締り活動を適正に実施する上で、代替機器の取得等が問題となりつつある。</p>	<p>交通治安を維持するためには、県民の取締り要望に迅速的確に応じるとともに、違反、事故の実態等について正確に把握する必要がある。違反、事故の発生実態に応じた取締りを実施するためには、取締り機器を適切な箇所に集中的に投入しながら効果的運用を図る必要がある。また、老朽化した取締り機器については、必要な予算措置が受けられるよう、早めの計画的な要求により、空白を生じさせない対応とする。</p>

## 6 政策評価委員会の意見

--